

令和7年度阿賀町ふるさと納税コンサルティング業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は「阿賀町ふるさと納税コンサルティング業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務摘要

- (1) 業 務 名 阿賀町ふるさと納税コンサルティング業務
- (2) 業務内容 別紙「阿賀町ふるさと納税コンサルティング業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約日から令和8年3月31日まで

3. 企画提案上限額 4, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※ただし、この金額は業務規模の上限目安であり、契約時の予定価格ではない。

4. スケジュール

項目	日程
募集要項の公告	令和7年5月26日（月） ～ 令和7年6月30日（月）
質問書の提出期限	令和7年6月13日（金）
質問書に対する回答	令和7年6月18日（水）までに回答
提出書類の受付期間	令和7年6月9日（月） ～ 令和7年6月30日（月）
資格審査の結果通知	令和7年7月4日（金） ※予定
プレゼンテーション	令和7年7月中旬
候補者選定の審議	令和7年7月中旬
審査結果通知の送付	令和7年7月下旬
契約締結	令和7年7月下旬

5. 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本件公告日から本公募型プロポーザルの参加申込書提出期限日までに、阿賀町コンサルタント等業務委託入札参加資格登録者名簿に「その他」として登録された者（本件公告日現在において既に登録のあるものを含む）であること。

※令和7年度の阿賀町コンサルタント等業務委託入札参加資格を有していない場合は、**令和7年6月23日（月）まで**に入札参加資格審査申請を完了すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 阿賀町から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てが

なされた者でないこと。（再生計画認可の決定がなされたものを除く。）

- (5) 法人にあっては、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをした者又は申立てがなされた者でないこと。（再生計画認可の決定がなされた者を除く）
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条に基づく破産の申し立てをした者又は申立てがなされた者でないこと。
- (7) 阿賀町に納税義務を要する者であっては、阿賀町税の未納がない者であること。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団もしくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の利益に繋がる活動を行う者もしくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

6. 質疑・応答

本公募型プロポーザル実施要領及び本公募型プロポーザル実施に関する疑義等について、質問受付期間内に電子メールで質問があった場合に限り回答を行う。

(1) 提出書類

質問書（別紙様式）

(2) 提出先

下記 15. 問い合わせ先に同じ。

(3) 質問期限

令和 7 年 6 月 13 日（金） 午後 5 時まで【必着】

(4) 提出方法

電子メールの方法による。なお、電子メール送信後、電話にて送信した旨の確認を行うこと。

(5) 回答方法

令和 7 年 6 月 18 日（水）までに質問内容と併せ阿賀町ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は本公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の一部として取り扱う。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解された上で、次の書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加込書（様式第 1 号） 正本 1 部

イ 参加申込者概要（様式第 2 号） 正本 1 部

ウ 企画提案提出書（様式第 3 号） 正本 1 部

エ 企画提案書（自由様式）（「9. 企画提案書作成方法」を参照） 正本 1 部 副本 5 部

オ 見積書（自由様式） 正本 1 部

- カ 見積内訳書（自由様式） 正本 1 部
- キ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）（写し可） 1 部
- ク 暴力団等の排除に関する宣誓書（阿賀町入札参加資格申請中の場合は省略可とする）

(2) 提出期間及び時間

令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 30 日（月）（土日祝日を除く）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等については、町はその責めを負わない。

(4) 提出先

下記、15. 問い合わせ先に同じ。

8. 企画提案書の作成方法

- (1) 様式 A4 版、片面印刷 ※A3 折込可・縦判横判は問わない。

図表等を用いることも可とする。

- (2) 制限枚数 総ページ数に制限はなし。ページ下部にページ番号を振ること。

- (3) 提案書には、以下の内容を盛り込むこと。

ア 企画概要

企画提案する内容の全体の考え方、コンセプトについて記載すること。

イ 実施体制

事業実施体制について記載すること。従事予定者について、参考となる履歴や資格等がある場合は、その旨記載すること

ウ 注釈などによる説明

難解な表現は避け、略語や専門用語などには脚注による説明を付記すること。

また、企画提案書に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時間及び計量法に定める単位とする。

- (4) 提出部数 6 部（正 1 部、副 5 部）。副 5 部は会社名を除く。

9. 審査方法

企画提案書等について、本公募型プロポーザル審査委員会が審査する、

なお、プレゼンテーションについては、必要に応じて実施するものとし、参加者が 1 者のみの場合についても実施する。

- (1) プレゼンテーションの実施日

令和 7 年 7 月中旬 ※参加者へ後日通知する。

- (2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

- (3) 提案時間 30 分

- (4) 質疑応答 10 分

(5) 参加人数 3 人以内

(6) 留意事項

- ア プレゼンテーションに使用する資料は、事前に提出した企画提案書を使用し、新たな資料の配布及び使用は認めない。
- イ パソコンの画面等をスクリーン等に投影する方法で提案説明を行う場合は、阿賀町が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。
- ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1 0. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、企画提案力の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

1 1. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者にメールにて通知する。
- (2) 通知時期 令和 7 年 7 月下旬頃

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ 見積書の金額が「3. 企画提案上限額」を超過した場合

1 3. 情報公開及び提供

阿賀町は提出された企画提案書等について、阿賀町情報公開条例（平成 17 年 4 月 1 日）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本公募型プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 4. その他

- (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式第 4 号）により、「15. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1 社につき 1 案とする。
- イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案にかかる書類の作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本町に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本町と契約に至った者が作成した企画提案書については、町が必要と認める場合には、町はあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

15. 問い合わせ先

〒959-4495 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町役場まちづくり観光課 まちづくり定住係（阿賀町役場本庁2階）

電 話：0254-92-4766

FAX：0254-92-5479

メール：furusato@town.aga.lg.jp